

## 令和4年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年6月3日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第27号 芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第28号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第29号 令和3年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更（専決処分）の承認について
- 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認について
- 議案第32号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認について
- 議案第33号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 議案第34号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第27号 芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

- 日程第 5 議案第 28 号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 日程第 6 議案第 29 号 令和 3 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）の承認について
- 日程第 7 議案第 30 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更（専決処分）の承認について
- 日程第 8 議案第 31 号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認について
- 日程第 9 議案第 32 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認について
- 日程第 10 議案第 33 号 令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 1 号）の承認について
- 日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 12 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 13 報告第 1 号 令和 3 年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第 2 号 令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

招 集 年 月 日            令和 4 年 6 月 3 日

招 集 の 場 所            芸西村役場議場

開 会 時 間            午前 9 時 0 0 分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	松本 巧	会 計 管 理 者	恒石 浩良
健康福祉課長	都築 仁	産 業 振 興 課 長	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長	山本 裕崇
企画振興課長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	荒井 祐輔	健康福祉課長補佐	常光 紘正	産 業 振 興 課 長 補 佐	長崎 寛司
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和4年6月3日（金）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 《諸般の報告》

#### ○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告が提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本定例会を通じて、8番松坂充容君、9番宮崎義明君を指名をいたします。

### 《日程第2》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

#### ○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、5月27日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日6月3日から9日までの7日間とするものです。

本日は、議案第27号から第37号までを一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第27号から第33号の審議・採決を行っていただきます。次に、村長提出の諮問第1号と第2号の答申を行っていただきます。最後に、報告第1号と第2号の報告を受けることにいたします。

4日から7日までは議案精査のため休会とします。

8日は一般質問を行っていただきます。

9日は、議案第34号から第37号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

#### ○ 池田 廣 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月9日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従いまして、会期は本日から6月9日までの7日間に決定をいたしました。

## 《行政報告並びに提案理由の概略説明》

### ○ 池田 廣 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

### ○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日は、6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

さて、ここにきて新型コロナウイルスの感染症法上の分類をめぐり、各方面で活発な論議が交わされております。法的には、感染力や症状に応じて危険性が高い順に1から5類までに分類されますが、新型コロナは柔軟な対応をとれるよう、この分類とは別枠の扱いで、位置付けとしては結核などと同じ2類相当とされております。

全国知事会でも、2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類へ引き下げるべきではないかとの意見があり、以前と比べて重症化率、死亡率が低い割合で推移していることを前提に引き下げが妥当とする意見と、今後どのように変異するか予測できず、まだ警戒を緩めるべきでないとする慎重な意見との間で、議論が重ねられております。

県内では、濱田知事はひっ迫を極める保健所業務の実情なども背景に「ある程度の感染者数の増加は覚悟しながら、社会経済活動をできる限り回していく局面であり、方向性としては5類にすべき」との見解を示し、緩和の方向性を打ち出しておりますが、岡崎高知市長は「変異も多く、しばらく様子を見るべき」との慎重な姿勢を示しております。

今の2類相当の分類では、入院勧告や外出自粛の要請が可能である代わりに医療費やワクチン接種は全額公費で賄われ、医師は感染状況を直ちに保健所に連絡しておりますので、県下の感染状況がある程度把握できるようになっております。5類となればそれぞれの条件が緩和されますので、まず現在のよう感染者数の把握は困難となります。加えて、医療費が自己負担となり、受診控えが起こることも考えられますので、機械的な分類引き下げではなく、医療費の一部負担や、感染状況の把握が一定できる状態を確保しながら、緩やかに移行することが重要ではないかと考えております。

また、市町村においてもイベントなどを含みます社会経済活動に関して、積極的に推進すべきという意見と慎重論がせめぎ合う局面に入っていると認識しております。

村としましては、とりわけ日々の感染者数だけに一喜一憂することなく、重症化率や医療機関の切迫度などのデータをもとに、何よりも村民の皆さまに正確な情報を提供できるよう心掛けてまいります。加えて、イベント等の開催には実行委員会等で十分に協議を行っていただき、判断をしてまいります。

まず選挙ですが、本年度は参議院議員通常選挙が7月に行われる予定です。また、任期満了に伴う村議会議員選挙の日程は、8月2日告示、8月7日投開票で、立候補予定者への説明会を6月12日に行う予定です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本年度は約7600万円の交付決定を受けておりましたが、4月に原油価格・物価高騰対応分を含む約3700万円の追加交付が決定されました。地域経済の活性化対策や、住民生活の支援に向けた地方創生事業に取り組んでまいります。

地域振興は、昨年度に引き続き、村内の飲食店を利用される方を対象に、飲食代の一部を助成する飲食店応援事業を実施予定です。対象は5万人とし、9月1日からの実施に向けて関係機関との調整を行います。

交通安全対策では、国道渋滞の迂回路として多くの車両が流入し、危険を指摘されておりました村道長谷寄線・琴ノ浜線の速度30キロ規制の導入は、沿道部落からの同意を得ましたので、3月11日付けで安芸警察署に規制実施の要望書を提出し、4月4日に高知県警に早期設置の要望を行っております。

次に、ワクチン接種です。村内の新型コロナワクチン接種は、5月22日現在で、5歳以上の対象者3530人に対しまして、1回目接種を終えられている方が3045人で接種率86.3%、2回目接種を終えられている方が3016人で接種率85.4%となっております。

12歳以上が対象となります3回目接種を終えられている方は、対象者3322人に対しまして2460人で74.1%となっておりますが、2回目接種を終えられた方に対する割合としては81.6%となっております。

また、現在3回目接種から5カ月が経過した60歳以上の方と、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有す

る方や、重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とした、4回目接種を順次進めております。

住民福祉・保健衛生ですが、3月に開設いたしました子育て世代包括支援センターC o C o R oは、母子手帳交付、育児に関する相談等に活用しております。誰もが利用しやすいよう、引き続き関係機関や住民の皆さまへの周知を図り、一層の利用促進につなげていきたいと考えております。

介護予防事業は、5月に新型コロナウイルス感染症の影響で、心身や社会性の低下が心配される高齢者等を対象とし、フレイル予防や体力づくりなど健康意識の向上を目的に、ふれあいセンター等で体力測定を行いました。

保健事業は、6月から8月にかけて予約制で集団検診やがん検診を実施いたします。また、成人歯科健診や胃内視鏡検査は、対象となる年齢の方からの申し込みを受け付けております。

新型コロナウイルス感染症による日常生活への影響が長期化する中で、本年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用して、村民の皆さまの生活支援と地域経済の活性化を目的とした、1人1万円の生活支援地域振興券事業、ふれあいセンターの感染予防対策として、換気や除菌機能付きのエアコンへの改修工事などの補正予算を計上しております。

地籍調査は、本年度の調査対象地区は、和食乙地区を実施予定で、現在測量調査委託の発注に向けて準備を進めております。

移住促進では、移住者向けの分譲宅地は、村外に暮らす子育て世帯を対象とするなど、これまでと同様の条件で申し込みを受け付けております。現在1区画を売買契約し、2区画の購入予定者が決定しており、残り3区画となっております。

また、6月19・26日には第1回の高知暮らしフェアが東京・大阪で開催される予定となっており、出展に向けて準備を進めております。

村が所有者から10年間借り上げて移住者に貸し出し、移住促進につなげる空き家活用促進事業では、和食浜西に借り受けました空き家の改修工事の発注を行い、12月下旬の完成を予定しております。

次に農業ですが、園芸用ハウス整備事業は、繰越しておりました中古ハウス改修1件が完了しました。また本年度の事業では、レンタルハウス1件、中古ハウス改修1件を事業決定し、着工しております。

脱炭素の取り組みとしまして、国の産地パワーアップ事業において新たに施設園芸エネルギー転換枠が設けられ、省エネ機器の導入が支援されることとなりました。複数の農家から事業参加の希望がありましたので、補正予算を計上しております。

担い手の確保、育成支援は、高知県農業担い手育成センターでの6カ月研修を修了した1人が、4月から村内指導農家の下で実践研修に励んでおります。そのほか1人が2年間の研修を終え4月に就農しました。

皇居で毎年行われます新嘗祭に、村内の米生産農家が献穀者として選定されました。芸西村内で生産するお米を献上するのは初めてで大変名誉なことですので、豊穰を願いたいと思います。

次に、林業では、松くい虫防除対策としまして、7月末までに3回の防除作業を予定しており、5月18・19日に1回目の薬剤散布を行っております。

水産は、港の公園トイレ改修工事の発注を行いました。コロナ禍により資機材の納入が遅れることが予想されており12月末完成としております。

ヒラメ稚魚の放流は、6月1日に実施いたしました。

住宅では、2月末に完成しました北芝団地は、全ての入居者の転居が完了しました。また空室の5部屋についても募集を行い、全ての部屋の入居者が決定しました。旧北芝団地は、村営住宅の用途廃止をするため、本議会に村営住宅設置及び管理条例の改正案を提出しております。

土木ですが、道路事業では、維持補修、舗装修繕、草刈等の管理業務を発注しました。また、中学校東側の和食東線は、道路拡幅の準備を進めております。

治水対策では、村内3カ所の排水機場の管理業務やブルドーザーの保守点検業務を発注して、大雨シーズンへの備えを進めました。和食排水機場の電気設備の更新について、要望しておりました補助金の交付に目途が立ちましたので、補正予算を計上しております。

環境衛生では、6月19日に「芸西村環境の日」の清掃活動を予定しており、村民の皆さまのご協力をいただきまして、環境意識の向上と地域の美化活動に取り組んでまいります。

次に、消防関係では、昨年度の火災での出動件数は3件でした。消防団の迅速な消火活動により山林や隣家への延焼被害も最小限に食い止められました。今後も火災予防に関する意識を高めていただくよう啓発活

動を継続してまいります。

消防団では、5月13日に総会を実施し、辞令交付及び表彰式のみを行いました。本年度の退団者は5人、入団者は4人となっております。

次に、教育です。本年度から2年間、小中学校が県の中山間地域における特色ある学校づくり推進事業の指定を受けました。本事業では、学校と社会が連携・協働し、未来の担い手としての、子どもたちの資質・能力を育む体制を整備します。そして、特色ある学校づくりを目指すとともに、生活科・総合的な学習の時間を柱とした、9年間のカリキュラムを作成し、多様な体験活動を通じて子どもたちの社会性を育む取り組みを行います。さらには埼玉県学力・学習状況調査の導入により、児童・生徒個人の成績の伸びや得意、苦手分野の複数年にわたっての比較が可能となります。これまで以上に、細やかな学習支援を行い、学力向上を目指してまいります。

修学旅行は、小学校は5月に予定しておりましたが、11月に延期いたしました。中学校は、3年生が4月の予定を6月に、2年生は5月の予定を11月に延期しておりますが、その他の学校行事も含めまして、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら判断してまいります。

納涼祭は、先日実行委員会が行われ、通常開催や部分開催など、さまざまな意見が出されたものの、新型コロナウイルス感染者数の高止まりが続くなかで、感染予防の必要性から最終的に中止とすることに決定された、とお伺いしております。

文化資料館・筒井美術館では、5月15日まで、「SPレコードを聞いてみよう」を開催し、村内外から335人の方が来館しました。5月29日から7月31日まで筒井作品里帰り展を開催しております。

次に、特別会計です。

国民健康保険ですが、令和3年度の特定健診は、新型コロナの影響による受診控えの影響が、令和2年度と比べてやや緩和され、受診率の速報値は、対前年度約2.4%増の36.8%となりました。

次に、後期高齢者医療制度では、現在医療費の窓口負担割合が、現役並み所得者は3割、その他の方は1割ですが、10月1日から、一定以上の所得がある方については2割負担となり、所得に応じて1割、2割、3割負担の3段階になります。この変更に伴い、8月1日から9月30日までの被保険者証と、新たな制度となります10月1日からの被保険者証と2回交付されます。対象の皆さまには、7月末の被保険者証の更新時や広報等で周知を行ってまいります。

本議会に提案いたしました議案は、専決処分の承認5件、専決予算2件、条例3件、補正予算1件、諮問2件、報告2件の合計15件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 池田 廣 議長

日程第3、議案第27号から議案第37号までを一括上程をいたします。議案順に順次説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。議案第27号について説明いたします。芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について。芸西村税条例等の一部を改正する条例につきましては、令和4年度税制改正における地方税法の改正に伴い、関連する芸西村税条例の改正を行うものであります。

主な改正項目につきましては、18条の4第1項の改正による固定資産台帳に住所に代わる事項を記載した場合の交付手数料の追加。33条第4項及び第6項の規定の改正による特定配当等に係る住民税申告について損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税とで一致させるための規定の整備。36条の2第1項の改正による住民税申告における公的年金等の受給者の申告義務の規定整備。規則第7条の改正による住宅借入

金等特別税額控除の延長。規則第 10 条の 3 第 9 項の改正による省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充に伴う改正などとなっております。

施行期日につきましては、原則的な施行日であります令和 4 年 4 月 1 日に加えて、改正事項や対応する法令によりまして、令和 5 年 1 月 1 日施行、令和 6 年 1 月 1 日施行、民法等の一部を改正する法律に掲げる規定の施行日に施行の四つに分かれており、規則において定めております。

次に、議案第 28 号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について説明をいたします。芸西村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第 2 条第 2 項ただし書中 63 万円を 65 万円に改め、同条第 3 項ただし書中 19 万円を 20 万円に改める。第 23 条中 63 万円を 65 万円に、19 万円を 20 万円に改める。

今回の条例改正は、国民健康保険税の税負担の公平性の確保と中低所得層の負担軽減を図る観点から、令和 4 年度の国民健康保険税の医療分の賦課限度額を 63 万円から 65 万円に、後期高齢者医療支援金の賦課限度額を 19 万円から 20 万円に引き上げるため改正を行うものであります。

○ 池田 廣 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。議案第 29 号令和 3 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）の承認についてを説明します。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1 ページをお願いします。

令和 3 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 21 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6655 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。歳入です。

(p 6) 5 款 5 項 10 目、普通徴収保険料 21 万 5 千円増。

続きまして、歳出です。

(p 7) 10 款 5 項 5 目、後期高齢者医療広域連合納付金 21 万 5 千円増。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療保険料の収入が当初の見込みより増額となったため、後期高齢者医療広域連合への納付金も増額となったことによるものです。以上です。

○ 池田 廣 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 30 号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更（専決処分）の承認について説明をいたします。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合を脱退させ、これに伴い高知縣市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

今回の規約の変更は、高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります津野山広域事務組合と、幡多中央環境施設組合におきまして、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の対象となる職員がゼロとなることにより、事務組合から脱退するため構成団体から削除を行うものであります。一部事務組合の規約の変更並びに財産処分の承認につきましては、地方自治法第 290 条におきまして関係地方公共団体の議会の議決が必要とされているため承認を求めるものであります。

続きまして、議案第 31 号高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認について説明をいたします。

地方自治法第 289 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに



伴う高知縣市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

今回の財産処分の承認につきましては、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することとなりますが、当該団体の職員全員が高幡東部清掃組合の職員となっているため、その財産を同組合に帰属させるためのものであります。

続きまして、議案第 32 号高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認について説明をいたします。

地方自治法第 289 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う高知縣市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分については、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出した額を還付する。

今回の財産処分の承認につきましては、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することとなりますが、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、当該団体が納付した負担金総額の 100 分の 98 の額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付するものであります。

続きまして、議案第 33 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 1 号）の承認について説明をいたします。

1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1002 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 9362 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。

2、歳入。

（p 6）55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 387 万 1 千円の増。

（p 6）10 項 10 目、衛生費国庫補助金 615 万 3 千円の増。

続きまして、歳出です。

（p 7）20 款 5 項 10 目、予防費 1002 万 4 千円の増。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の 4 回目のワクチン接種に関する費用について補正計上したものです。早急に接種体制を整えるため専決処分としております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

議案第 34 号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を説明します。本条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免につきましては、国の財政支援の対象となることから令和 4 年度分についても、減免対象とするものです。減免基準等についての変更はありません。以上です。

○ 池田 廣 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第 35 号芸西村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、更新のため建設しておりました北芝団地が完成し、旧北芝団地に入居していた方々の転居も完了いたしました。村営住宅としての用途を廃止するため、和食甲 2848 番地に所在する旧北芝団地を村営住宅設置及び管理条例から除外するものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 池田 廣 議長  
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第 36 号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は令和 5 年度のコミュニティ・スクールのスタートに向けて、地域と一体となって子どもを育むための組織づくりを検討するコミュニティ・スクール推進委員及び義務教育施設等の集約化について、校舎の配置や体育館、特別教室等の共用などを検討する教育施設等集約化検討委員を追加するものです。ご審議のほどよろしく願います。

○ 池田 廣 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 37 号について説明をいたします。

1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 9357 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 8719 万 8 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第 4 表債務負担行為による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

5 ページをお願いします。

第 4 表債務負担行為補正。変更。管理型最終処分場整備負担金。変更前の期間、令和 4 年度から令和 6 年度まで。変更後の期間、令和 4 年度から令和 7 年度まで。限度額についての変更はありません。

今回の変更は、新たな管理型最終処分場の整備について、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大によりまして、発注にかかる積算作業が当初の予定より遅れることになったため、完成予定も遅れる見込みとなり期間の延長を行うものであります。

次、6 ページをお願いします。

第 5 表、地方債補正。変更。起債の目的、公共事業等。補正前の限度額 3440 万円、補正後の限度額 5030 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法について変更はありません。

今回の補正は、和食排水機場の改修事業費の増によるものとなっております。

9 ページをお願いします。歳入です。

(p 9) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 25 万円の増。

(p 9) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 1 億 491 万 5 千円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものです。

(p 9) 60 款 5 項 5 目、民生費県負担金 12 万 5 千円の増。

(p 9) 10 項 20 目、農林水産業費県補助金 4645 万 5 千円の増。和食排水機場の改修補助が主なものです。

(p 10) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 2592 万 9 千円の増。

(p 10) 90 款 5 項 41 目、公共事業等債 1590 万円の増。

続きまして、歳出です。

(p 11) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 44 万 3 千円の増。

(p 11) 20 目、財産管理費 215 万 6 千円の増。

(p 11) 50 目、電子計算費 2844 万 6 千円の増。LGWAN回線無線化委託、文書管理システム導入等の費用となっております。

(p 11) 15 項 5 目、戸籍住民基本台帳費。こちらは財源内訳の変更です。

(p 11) 20 項 40 目、村議会議員選挙費 45 万 5 千円の増。

- (p10) 35 項 5 目、企画費 3911 万円の増。こちらは、外食事業者の支援事業並びに観光活性化支援事業に関する費用となっております。
  - (p12) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 4312 万円の増。生活支援地域振興券の発行に関する費用となっております。
  - (p12) 15 目、老人福祉費 1038 万 3 千円の増。
  - (p12) 10 項 15 目、児童福祉施設費 50 万 3 千円の増。
  - (p13) 20 款 5 項 10 目、予防費 69 万 4 千円の増。
  - (p13) 25 款 5 項 15 目、農業振興費 1350 万円の増。産地パワーアップ省エネ機器の導入事業となっております。
  - (p14) 35 款 15 項 5 目、河川総務費 5070 万円の増。和食排水機場の改修工事となっております。
  - (p14) 45 款 5 項 10 目、事務局費 24 万 1 千円の増。
  - (p14) 10 項 5 目、学校管理費 67 万 3 千円の増。
  - (p14) 10 目、教育振興費 62 万 4 千円の増。
  - (p15) 15 項 5 目、学校管理費 16 万円の増。
  - (p15) 10 目、教育振興費 66 万 6 千円の増。
  - (p15) 20 項 5 目、幼稚園費 18 万 2 千円増。
  - (p15) 25 項 10 目、社会教育施設費 6 万 6 千円の増。
  - (p16) 30 項 10 目、体育施設費 145 万 2 千円の増となっております。
- 今回、一般会計補正予算第 1 号につきましては以上でございます。

○ 池田 廣 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第 4》

○ 池田 廣 議長

日程第 4、議案第 27 号芸西村税条例等の一部を改正する条例(専決処分)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 27 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 5》

○ 池田 廣 議長

日程第 5、議案第 28 号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決処分)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 28 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 6》

○ 池田 廣 議長

日程第 6、議案第 29 号令和 3 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 29 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 7》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 7、議案第 30 号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更（専決処分）の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 30 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 8》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 8、議案第 31 号高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分（専決処分）の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 31 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 9》

○ 池田 廣 議長

日程第 9、議案第 32 号高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処

分（専決処分）の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 32 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 32 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 10》

○ 池田 廣 議長

日程第 10、議案第 33 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 1 号）の承認についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 33 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

したがって議案第 33 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 《日程第 11》

○ 池田 廣 議長

日程第 11、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

諮問第 1 号をご説明申し上げます。諮問第 1 号は人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員候補者として推薦したい者の住所は、（議案書により住所を説明）。氏名は、中山胤でございます。任期は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 3 年です。

なお、推薦理由といたしましては、温厚篤実であり、国立大学法人等職員として長く勤務された経験を生かし、今後本職での活躍が期待できる適任者であると判断されるものでございます。何とぞ適切なお判断をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

〔事務局：答申書配布〕

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従いまして、諮問第1号は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申することに決定をいたしました。

#### 《日程第12》

○ 池田 廣 議長

日程第12、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

諮問第2号をご説明申し上げます。諮問第2号は人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員候補者として推薦したい者の住所は、(議案書により住所を説明)。氏名は、濱田圭介でございます。任期は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年です。

なお、推薦理由といたしましては、温厚で人当たりもよく、地方公務員として長く勤務された経験を生かし、今後本職での活躍が期待できる適任者であると判断されるものでございます。何とぞ適切なお判断をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

[事務局：答申書配布]

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、諮問第2号は、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定をいたしました。

#### 《日程第13》

○ 池田 廣 議長

日程第13、村長より、お手元に配布いたしましたとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告が提出されております。

この際、繰越計算書の説明を順次求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

報告第1号、令和3年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。1ページをお願いします。

10款5項、例規整備等業務支援事業、繰越額137万5千円。

10款5項、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1890万円。

10款15項、住基システム改修事業269万1千円。

15款5項、新生児特別給付金事業30万円。

25款5項、園芸用ハウス整備事業1403万5千円。

25款5項、競争力強化生産総合対策事業1億190万円。

35款10項、村道中村南線側溝改良工事については、繰越はありません。

35款15項、地域農業水利施設保全整備事業、310万円。

35款20項、浅津団地115号室改修事業920万1千円。

35款20項、住宅耐震化促進事業1155万円。

35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 1004 万 9 千円。  
40 款 5 項、避難誘導灯改修事業 223 万 3 千円。  
50 款 5 項、農業用施設災害復旧事業、770 万円。  
繰越額、合計で 1 億 8303 万 4 千円となっております。

○ 池田 廣 議長  
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長  
おはようございます。報告第 2 号を説明します。  
令和 3 年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。  
1 ページをお願いします。  
5 款 5 項、県営和食ダム建設事業、翌年度繰越額 2651 万 6 千円としております。  
以上です。

○ 池田 廣 議長  
以上で報告を終わります。

#### 《散会》

○ 池田 廣 議長  
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これをもって散会といたします。

[ 9 :56 散会 ]